

法〔2021〕242号

最高人民法院

「四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」  
の印刷配布に関する通知

各省・自治区・直轄市高級人民法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院：

中央全面深化改革委員会で審議、採択された「四級法院審級職能の位置付け改善改革方案について」（中政委〔2021〕45号）及び第13期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で決定された「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善改革試行業務の組織実施に対する授権の決定」（人大常会字〔2021〕38号）に基づき、業務の實際を踏まえ、入念に検討した上で、最高人民法院により制定された「四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」は、2021年9月16日、最高人民法院第1846回裁判委員会で審議・採択され、2021年10月1日より施行する。ここに文書を印刷発行するので、真摯に実施されたい。実施過程で何らかの状況と問題が発生した場合は、適時に最高人民法院に報告されたい。

最高人民法院

2021年9月27日

## 四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法

訴訟制度の改革をさらに深化させ、四級法院審級職能の位置付けを明確にし、審級制約監督体系の構築を強化し、法に基づく誤りの訂正と有効な判決の權威維持の統一を実現し、法律の正確かつ統一的な適用を推進するため、中央全面深化改革委員会で審議、採択された「四級法院審級職能の位置付け改善に関する改革方案」、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議で決定された「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善試行業務の組織実施に対する授權の決定」、及び関連する法令に基づき、裁判業務の実際を踏まえ、本弁法を制定する。

### 一. 一般規定

第 1 条 各級人民法院は、本弁法に基づき、業務連携の仕組みを整備し、内部機関の設置を改善し、審理能力の配分を最適化し、裁判の焦点のさらなる地方分散化を実現すると同時に、重大な国家利益、社会公共利益に関わるもので、普遍的な法律適用の指導的意義を有する事件については上級の人民法院に審理を付託し、正確な事実究明と実質的な紛争解決に重点を置く基層人民法院、第二審の効果的な最終審理と紛争の歯止めとなるポイントの的確な決定に重点を置く中級人民法院、再審における法に基づく誤りの訂正と審理基準の統一に重点を置く高級人民法院、全国の裁判業務を監督指導し、法律の正確かつ統一的な適用を確保する最高人民法院、という構造を段階的に実現させる。法に基づき、試行業務を秩序よく実施することにより、四級兩審の審級制度の優位性を十分に発揮し、裁判体系と裁判能力の現代化の推進を加速し、社会主義現代化国家の全面的建設に有力な司法サービスと保障を提供する。

### 二. 行政事件の等級管轄制度の改善

第 2 条 次の県級、行政区又は市以上の人民政府を被告とする第一審の行政事件は、基層人民法院の管轄とする。

- (一) 政府の情報公開事件
- (二) 法定職責の不履行があった事件
- (三) 行政再議機関が再議請求を受理しない、又は手続上棄却した場合
- (四) 土地、山林等の自然資源権紛争行政判決事件

第 3 条 中級人民法院は、国民、法人又はその他の組織が県級、行政区又は市以上の人民政府を被告として提起した訴訟で、本弁法の第二条に基づき本院の管轄に属さないものについては、国民、法人又はその他の組織に対し、管轄の基層人民法院に訴訟を提起することを適時に知らせなければならない。当事者が起訴を主張する場合は、管轄権を有する基層人民法院に事件を直接移送することができる。

### 三. 事件の提級管轄の仕組みの改善

第 4 条 基層人民法院は、その管轄下にある第一審の民事・刑事・行政事件が次のいずれかの状況に該当し、中級人民法院による審理が必要であると考えた場合、その事件を上位の人民法院に送致して審理を仰ぐことができる。

(一) 重大な国家利益、社会公共利益に関わるもので、基層人民法院の審理に適さない事件

(二) 管轄区域内で新しい種類に属し、かつ状況が困難で複雑な事件

(三) 普遍的な法律適用の指導的意義を有する事件

(四) 直近 3 年間で判決が発効した同種の事件について、上位の人民法院又はその管轄区内の各基層人民法院の間で重大な法律適用の相違が存在し、事件の審理時点までになお解決されていない事件

(五) 中級人民法院又は高級人民法院で第一審を審理した方が公正な審理に資する事件

中級人民法院は、管轄区域の基層人民法院がすでに審理した第一審の民事・刑事・行政事件が、上述のいずれかの状況に該当し、本院による審理が必要であると考えた場合、提級管轄を決定しなければならない。

第 5 条 中級人民法院は、その管轄下にある第一審の民事・刑事・行政事件について、次のいずれかの状況に該当し、高級人民法院による審理が必要であると考えた場合、その事件を上位の人民法院に送致して審理を仰ぐことができる。

(一) 普遍的な法律適用の指導的意義を有する事件

(二) 直近 3 年間で判決が発効した同種の事件について、上位の人民法院又はその管轄区内の各中級人民法院の間で重大な法律適用の相違が存在し、事件の審理時点までになお解決されない事件

(三) 高級人民法院で第一審を審理した方が公正な審理に資する事件

高級人民法院は、管轄区域の中級法院がすでに審理した第一審の民事・刑事・行政事件が次のいずれかの状況に該当し、本院による審理の必要があると考えた場合、提級管轄を決定しなければならない。

第 6 条 本弁法でいう普遍的な法律適用の指導的意義を有する事件とは、法律、司法解釈の規定が不明確又は司法解釈の規定がなく、司法裁定を通じて法律の適用を明確にしなければならない事件を指す。

第 7 条 事件を上位の人民法院に送致して審理を仰ぐ場合、本院院長の認可を得なければならない。少なくとも法定審理期限満了の 30 日前までに送致しなければならない。統一的な適用に関する問題については、裁判委員会の討議と決定を経なければならない。

第 8 条 上級の人民法院は、下位の人民法院が本弁法第 4 条、第 5 条に基づき提出した申し立てを受領した後、その立件法廷が関連裁判法廷に審査を移管し、かつ 15 日以内に次の処理を行わなければならない。

- (一) 提級管轄に同意する
- (二) 提級管轄に同意しない

中級・高級人民法院が本弁法第 4 条、第 5 条に基づき事件を提級管轄する場合、上位の人民法院の立件法廷に報告し、備案しなければならない。

第 9 条 上級の人民法院が提級管轄を決定した事件について、検察機関が公訴を提起する場合、同時に書面で同級の人民検察院に通知しなければならない。

元の受訴人民法院は、上位の人民法院から提級管轄に同意する文書を受領した後、10 日以内に事件資料を上位の人民法院に移送し、かつ書面で当事者に通知しなければならない。検察機関が公訴を提起した事件は、書面で同級の人民検察院に通知し、事件資料を検察機関に差し戻し、かつ書面で当事者に通知しなければならない。

第 10 条 本弁法に基づく提級管轄事件の審理期間は、上位の人民法院が立件した日から改めて計算する。

上位の人民法院への届出期間及び上位の人民法院による審査・処理の期間は、原審事件の審理期間に算入されない。

#### 四. 再審手続の改革

第 11 条 高級人民法院が下した民事・行政上の有効な判決・裁定に誤りがあると考える当事者は、原審高級人民法院に再審請求を行わなければならない。次のいずれかに該当する場合、最高人民法院に再審請求を行うことができる。

(一) 再審請求人が、原判決・裁定で認定された基本的な事実や主要な証拠、訴訟手続に異議はないが、法律の適用に誤りがあると考える場合

(二) 原判決・裁定が、高級人民法院の裁判委員会の討議を経て決定された事件である場合

高級人民法院が決定し、すでに法的効力が生じている民事・行政調停書について、当事者が再審請求を行う場合、当該高級人民法院に提出しなければならない。

第 12 条 本弁法の第 11 条 1 項 1 号に基づき、当事者が最高人民法院に再審請求を行う場合、再審請求書には、法に基づく必須記載事項のほか、原判決・裁定で認定された基本的な事実や主要な証拠、訴訟手続に異議はない旨を記載すると同時に、事件に関わる法律

の適用の問題における紛争の焦点、有効な判決の適用法律に誤りがある旨の論証の理由と根拠を明記しなければならない。

再審請求人が提出した再審請求書が前述の要件を満たさない場合、最高人民法院は十分な指導と説明を行い、10日以内に補正するよう、再審請求人に対して一括して知らせなければならない。再審請求人が正当な理由なく期限を過ぎても補正しない場合、請求を撤回したものとして処理する。

第13条 最高人民法院は、民事・行政の再審申請を受理した日から30日以内に、本院又は有効な判決・裁定を下した高級人民法院が審査することを決定しなければならない。民事・行政の再審請求事件が次のいずれかの状況に該当する場合、最高人民法院は、原審高級人民法院による審査を決定できる。

(一) 事件の基本的な事実が不明確であり、訴訟手続が違法であり、訴訟の申し立てに遺漏がある可能性のある場合

(二) 原判決・裁定では、適用法律に誤りが存在する可能性があるが、法律適用の指導的意義はない場合

最高人民法院が事件について原審の高級人民法院の審査に付すことを決定した場合、10日以内に決定書、再審請求書、及び関連資料を原審の高級人民法院の立件法廷に送付し、かつ書面で再審請求人に通知しなければならない。

第14条 原判決・裁定における法律の適用に確かに誤りがあり、かつ次のいずれかの状況に該当する場合、最高人民法院は提審を決定しなければならない。

(一) 普遍的な法律適用の指導的意義を有する場合

(二) 直近3年間で判決が発効した同種の事件について、最高人民法院又は異なる高級人民法院の間で重大な法律適用の相違が存在し、事件の審理時点までになお解決されていない事件

(三) 最高人民法院が提審すべきと判断したその他の状況

最高人民法院は、地方の各級人民法院、専門人民法院に対し、すでに法的効力を生じた判決・裁定について、確かに誤りがあることを発見し、かつ前述した提審すべき状況のいずれかに該当する場合、提審を決定できる。

第15条 高級人民法院は、受理した再審請求事件に対し、原判決・裁定における法律の適用に確かに誤りがあり、かつ本弁法第14条1項1号、2号のいずれかの状況に該当し、最高人民法院による審理が必要であると考えられる場合、裁判委員会の討議と決定を経て、事件を最高人民法院に送致して審理を仰ぐことができる。

最高人民法院は、高級人民法院が前項規定に基づき提出した申し立てを受理した後、本院で審理する必要があると考える場合には提審を決定し、必要がないと考える場合には提審を行わない。

第 16 条 当事者が最高人民法院に再審請求を行う場合、最高人民法院は当事者に対し、弁護士を訴訟代理人に任命する必要性を説明しなければならない。

弁護士の任命が困難な再審請求人に対しては、最高人民法院は、再審請求人が法律扶助を申請する権利を有する旨を適時に知らせなければならない。

## 五. 最高人民法院の裁判権運用の仕組みの改善

第 17 条 最高人民法院の立件法廷、各巡回法廷、知的財産権法廷訴訟サービスセンターは、法律、司法解釈及び本弁法第 12 条の規定に基づき、再審請求資料を収受し、資料の完備を確保する。資料に不備がなければ、関連法廷、巡回法廷、知的財産権法廷の裁判官の審査に付す。

第 18 条 最高人民法院の関連裁判法廷、各巡回法廷、知的財産権法廷は、法律適用の統一、裁判の監督・管理等の業務上の必要性により、裁判管理弁公室に対して申請を提出することができ、院長に報告して承認を受けた後、裁判機関を跨ぐ 5 名以上の合議法廷を編成することができる。最高人民法院院長が確かに必要であると認めた場合、特定の事件について裁判機関を跨ぐ合議法廷の編成を直接要求し、かつ裁判官 1 名を裁判長として指名することができる。

最高人民法院で開廷審理を行う事件のうち、普遍的な法律適用の指導的意義を持つものについては、事件の状況を踏まえて法廷審問手続を最適化し、事件に関わる法律適用の問題に重点を置いて対応することができる。

第 19 条 最高人民法院の関連裁判法廷、各巡回法廷、知的財産権法廷が、裁判機関を跨ぐ専門裁判官会議を開催し、裁判機関を跨ぐ部門間の法律適用の相違、又は分野を跨ぐ重大な法律適用の問題を研究し解決することが必要であると考えられる場合、裁判管理弁公室に申請を提出できる。

最高人民法院の各裁判機関又は裁判間機関が開催する専門裁判官会議は、法律適用の問題に関わる場合は、議事録を作成し、裁判管理弁公室に統一して送付し備案を行わなければならない。各裁判機関の間で重大な法律適用の相違があり、専門裁判官会議での議論を経ても解決されない場合、裁判管理弁公室は、それを院長に上申し、裁判委員会の討議に付すことができる。

## 六. 附則

第 20 条 本弁法第 2 条、第 3 条は、北京市、天津市、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、山東省、河南省、広東省、重慶市、四川省と陝西省（市）の高級人民法院管轄区域内の中級、基層人民法院にのみ適用される。

本弁法の中級人民法院に関する規定は、海事法院、知的財産権法院、金融法院、鉄道運輸中級法院等が参照適用できる。基層人民法院に関する規定は、インターネット法院、鉄道運輸法院等が参照適用できる。

第 21 条 各高級人民法院は、本弁法に基づき、対応実施する試行業務を踏まえて、具体的な実施計画及び関連する制度規定を制定し、2021 年 11 月 5 日までに最高人民法院に報告・備案を行わなければならない。

各高級人民法院は、実施方案の制定、既存の規範の改訂、機構の連携の改善を前提として、本弁法の実施日より全面的に試行業務を開始し、試行期間は 2 年間とする。2022 年 7 月 31 日までに、各高級人民法院は試行業務の中間報告書を作成し、最高人民法院に報告しなければならない。

各高級人民法院は試行業務の実情を踏まえ、中央の関連政策の指導の下、積極的に省級の組織部門、機構編制部門の支援と協力を求め、管轄区域の法院の機構人員編制、人員の定数を最適化し、編制や人員の定数配置を基層法院及び事件の調査処理の最前線に偏重させることを推進しなければならない。各級人民法院の編制機構、裁判官の配置の最適化に関する問題については、別途規定する。

第 22 条 本弁法は、最高人民法院がその解釈に責任を負う。

第 23 条 本弁法は全国人民代表大会常務委員会に報告・備案を行い、2021 年 10 月 1 日より施行する。以前の関連司法解釈及び司法指導文書の規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に従い執行する。

中級人民法院が本弁法の施行前に受理した第一審行政事件で、施行当日に審理が終了していないものは、審理を継続し、かつ関連法律の規定に従い裁定しなければならない。

最高人民法院が本弁法の実施前に受理した民事・行政再審請求事件で、施行当日に審査が終了していないものは、審査を継続し、かつ関連法律の規定に従い処理しなければならない。

### 付属文書：

1. 民事決定書（最高人民法院が高級人民法院の審査に付す決定をした時に使用）
2. 民事通知書（最高人民法院から再審請求人への通知に使用）
3. 民事請示（高級人民法院が最高人民法院に送致して提審を仰ぐ時に使用）

4. 民事裁定書（高級人民法院の送致を受け提審に同意する時に使用）
5. 民事批復（最高人民法院が提審に同意しない時に使用）
6. 行政訴訟決定書（最高人民法院が高級人民法院の審査に付す決定をした時に使用）
7. 行政訴訟通知書（最高人民法院から再審請求人への通知に使用）
8. 行政訴訟請示（高級人民法院が最高人民法院に送致して提審を仰ぐ時に使用）
9. 行政訴訟裁定書（高級人民法院の送致を受け提審に同意する時に使用）
10. 行政訴訟批復（最高人民法院が提審に同意しない時に使用）



付属文書 1

民事決定書（最高人民法院が高級人民法院の審査に付す決定をした時に使用）

中華人民共和国最高人民法院

決定書

（××××）最高法民決……号

××××高級人民法院：

「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改革試行業務の組織実施に対する授権の決定」及び「高級人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」第 11 条、第 13 条の規定に基づき、ここに、貴法院（××××）……号民事判決／民事裁定（再審請求に対応する有効な判決、裁定事件番号を明記）に対する不服により、再審請求人×××が提起した再審請求を貴法院の審査に付す。貴法院においては、「中華人民共和国民事訴訟法」及び関連司法解釈の規定に従い審査処理されたい。

××××年××月××日

（院印）

付属文書 2

民事通知書（最高人民法院から再審請求人への通知に使用）

中華人民共和国最高人民法院

通知書

（××××）最高法民通……号

×××（再審請求人）：

「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改革試行業務の組織実施に対する授権の決定」及び「高級人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」第 11 条、第 13 条の規定に基づき、本院は、貴殿／貴機関が××××高級人民法院（××××）……号民事判決・民事裁定（再審請求に対応する有効な判決、裁定事件番号を明記）に対する不服により提起した再審請求を、××××高級人民法院の審査処理に付す。審査結果を待たれたい。高級人民法院の審査後に下された判決・裁定に依然として不服がある場合、「中華人民共和国民事訴訟法」第 209 条の規定に従い、人民検察院に検察建議を提出し、又は提訴することができる。

ここに通知する。

××××年××月××日

（院印）

### 付属文書 3

民事請示（高級人民法院が最高人民法院に送致して提審を仰ぐ時に使用）

……（再審請求人及び訴因を明記）の事件における提審送致に関する請示

（××××）……民申……号

最高人民法院：

再審請求人 ××× は、被請求人 ××× ……（訴因を明記）の事件について、××××人民法院／本院の（××××）……号民事判決／民事裁定に対する不服により、本院に再審請求を行うものである。本院は法に従い合議制法廷を構成して審査を行い、かつ裁判委員会の討議を経て、すでに審査を終結した。

×××が請求する再審では、……（再審請求、事実と理由を概述）である。

本院は、×××の再審請求は「中華人民共和國民事訴訟法」第 200 条×号に規定する状況に該当するものと判断し、同時に……（提審を送致する事実と理由を明記）である。

「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改革試行業務の組織実施に対する授權の決定」及び「高級人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」第 15 条の規定に基づき、ここに貴法院に本事件の提審を送致する。

以上、ここに請示し、批復を賜りたい。

添付：事件資料

××××年××月××日

（院印）



**付属文書 5**

民事批復（最高人民法院が提審に同意しない時に使用）

……（再審請求人及び訴因を明記）の事件における提審送致への批復

（××××）最高法民申……号

××××高級人民法院：

貴法院の「……の事件における提審送致に関する請示」を拝受した。検討の結果、次のとおり批復する。

……の事件について当院による提審に同意しない。

ここに批復する。

××××年××月××日

（院印）

付属文書 6

行政訴訟決定書（最高人民法院が高級人民法院の審査に付す決定をした時に使用）

中華人民共和国最高人民法院

決定書

（××××）最高法行決……号

××××高級人民法院：

「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改革試行業務の組織実施に対する授権の決定」及び「高級人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」第 11 条、第 13 条の規定に基づき、再審請求人が貴法院（××××）……号行政判決／行政裁定（再審請求に対応する有効な判決、裁定事件番号を明記）に対する不服により提起した再審請求について、ここに貴法院の審査に付す。貴法院は「中華人民共和国行政訴訟法」及び関連司法解釈の規定に従い審査処理されたい。

××××年××月××日

（院印）

付属文書 7

行政訴訟通知書（最高人民法院から再審請求人への通知に使用）

中華人民共和国最高人民法院

通知書

（××××）最高法行通……号

×××（再審請求人）：

「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改革試行業務の組織実施に対する授権の決定」及び「高級人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」第 11 条、第 13 条の規定に基づき、本院は、貴殿／貴機関が××××高級人民法院（××××）……号行政判決／行政裁定（再審請求に対応する有効な判決、裁定事件番号を明記）に対する不服により提起した再審請求について、××××高級人民法院の審査に付す。審査結果を待たれたい。高級人民法院の審査後に下された判決・裁定に依然として不服がある場合、「最高人民法院による『中華人民共和国行政訴訟法』適用の解釈について」第 117 条の規定に従い、人民検察院に検察建議を提出し、又は提訴することができる。

ここに通知する。

××××年××月××日

（院印）

## 付属文書 8

行政訴訟請示（高級人民法院が最高人民法院に送致して提審を仰ぐ時に使用）

……（再審請求人及び訴因を明記）の事件における提審送致に関する請示

（××××）……行申……号

最高人民法院：

再審請求人 ××× は、被請求人 ××× ……（訴因を明記）の事件について、××××人民法院／本院の（××××）……号行政判決／行政裁定に対する不服により、本院に再審請求を行うものである。本院は法に従い合議制法廷を構成して審査を行い、かつ裁判委員会の討議を経て、すでに審査を終結した。

×××が請求する再審では、……（再審請求、事実と理由を概述）である。

本院は、×××の再審請求は「中華人民共和国行政訴訟法」第 91 条×号に規定する状況に該当するものと判断し、同時に……（提審を送致する事実と理由を明記）である。

「最高人民法院による四級法院審級職能の位置付け改革試行業務の組織実施に対する授權の決定」及び「高級人民法院による四級法院審級職能の位置付け改善改革試行に関する実施弁法」第 15 条の規定に基づき、ここに貴法院に本事件の提審を送致する。

以上、ここに請示し、批復を賜りたい。

添付：事件資料

××××年××月××日

（院印）





## 付属文書 10

行政訴訟批復（最高人民法院が提審に同意しない時に使用）

……（再審請求人及び訴因を明記）の事件における提審送致への批復

（××××）最高法行申……号

××××高級人民法院：

貴法院の「……の事件における提審送致に関する請示」を拝受した。検討の結果、次のとおり批復する。

……の事件について当院による提審に同意しない。

ここに批復する。

××××年××月××日

（院印）

出所：最高人民法院ウェブサイト 2021 年 10 月 11 日公布

<https://www.court.gov.cn/xunhuil/xiangqing-325931.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。